

# 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）のご案内

令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されます。納税義務者のうち、**定額減税しきれないと見込まれる方**へは、**定額減税補足給付金（調整給付）**を給付します。

※定額減税の詳細は、国税庁又は総務省ホームページをご覧ください。

## 支給対象

令和6年分の所得税又は令和6年度分の個人住民税所得割が課税されている方のうち、納税義務者本人及び控除対象配偶者を含む扶養親族数に基づき算定される

**定額減税可能額**が、

**令和6年分推計所得税額**又は**令和6年度分個人住民税所得割額**を上回る方

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方や令和6年分推計所得税額及び令和6年分個人住民税所得割（減税前）がともに0円の方は対象外となります。

## 支給額

### ① 所得税分

定額減税可能額 3万円 × (本人 + 扶養親族数)  
－ 令和6年分推計所得税 (減税前)  
＝ **ア 所得税分控除不足額** ※ア < 0 の場合は 0

### ② 個人住民税分

定額減税可能額 1万円 × (本人 + 扶養親族数)  
－ 令和6年度分個人住民税所得割 (減税前)  
＝ **イ 個人住民税分控除不足額** ※イ < 0 の場合は 0

**調整給付額 = ア + イ (1万円単位で切り上げ)**

お問い合わせ先



玄海町役場 住民課

0955-52-2157

## 給付金の支給手続き

対象者の方には玄海町（注1）から確認書をお届けします。

（注1）令和6年度個人住民税課税団体



給付金を受け取るには、**返信が必要**です。

確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、専用の返信用封筒で玄海町に本人確認書類等と一緒に提出するか、オンライン申請を行ってください。審査（約1カ月）後に、指定の口座に振り込みます。

※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、お問合せください。

申請期限：**令和6年10月31日（木）** 消印有効

## その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

書類の発送状況や最新情報は、町ホームページでご確認ください ⇒

